

津軽地域保健医療圏における
新中核病院の整備及び運営に係る基本協定締結式

1 日 時：平成30年10月4日（木）14：00～15：00

2 場 所：ホテルニューキャッスル 2階 曙の間

3 出席者

弘前市	市長	櫻田 宏
	市立病院長	東野 博
	健康福祉部長	外川 吉彦
独立行政法人国立病院機構	理事長	楠岡 英雄
	理事長特任補佐	古川 夏樹
	企画役	岡田 千春
	弘前病院特別統括病院長	藤 哲
青森県	知事	三村 申吾
	健康福祉部長	菊地 公英
	中南地域県民局長	中平 雅夫
国立大学法人弘前大学	学長	佐藤 敬
	医学部附属病院長	福田 眞作

4 次 第

(1) 開 式

(2) 出席者紹介

(3) 協定調印

(4) 調印者挨拶

弘前市	市長	櫻田 宏
独立行政法人国立病院機構	理事長	楠岡 英雄
青森県	知事	三村 申吾
国立大学法人弘前大学	学長	佐藤 敬
	医学部附属病院長	福田 眞作

(4) 記念撮影

(5) 質疑応答

(6) 閉 式

■基本協定書の概要

- ① 新中核病院の開設・運営主体は、国立病院機構とすること。
- ② 新中核病院は、現在の国立病院機構弘前病院の敷地に整備することとし、整備の事業主体は、国立病院機構とすること。
- ③ 国立病院機構は、2022年早期の新中核病院の運営開始を目指し、2018年度から、新中核病院の整備事業に着手すること。
- ④ 新中核病院の適切な運営に資する意見を徴するため、弘前市、青森県及び弘前大学並びに地元関係者で構成する運営委員会を設置すること。
- ⑤ 新中核病院の施設整備及び運営に要する費用は、弘前市と国立病院機構が負担すること。なお、青森県は施設整備に要する費用に関し、医療介護総合確保法に基づく県計画を実現するため、関係者と協議を行うこと。
- ⑥ 新中核病院等において引き続き就業を希望する弘前市立病院の医療職正職員は、選考の上、原則として、新中核病院等に採用すること。
- ⑦ 弘前市立病院の債務・義務は承継しないこと。
- ⑧ 弘前市立病院の患者は、原則として、新中核病院において引き継ぐこと。
- ⑨ 弘前市、青森県及び弘前大学は、新中核病院の長期にわたる安定的な運営に資するため、引き続き、必要な協力を行うこと。
- ⑩ 国立病院機構、青森県及び弘前大学は、新中核病院が開設されるまでの間、弘前市立病院の運営について、可能な限り協力を行うこと。

【参考：新中核病院整備に係る基本計画(案)の概要】

■病床規模

450床程度 （※現在の病床数 弘前病院342床 弘前市立病院250床）

■診療科

24診療科（下線は、中核病院設置により新たに開設する診療科）

呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、内分泌代謝内科、神経内科、
消化器外科、乳腺外科、整形外科、**精神科**、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、
耳鼻いんこう科、**リハビリテーション科**、放射線科、病理診断科、臨床検査科、**救急科**、
麻酔科、**総合診療科**、**歯科**

■病院機能

<センター>

- ①救急医療センター（24時間365日の二次救急医療を実施）、
- ②地域周産期母子医療センター、③消化器センター、④循環器・呼吸器センター、
- ⑤乳腺・婦人疾患センター ⑥内視鏡・治療センター、⑦ロコモセンター

<地域医療・政策医療>

- ①地域医療支援病院、②地域災害拠点病院、③エイズ治療拠点病院

<教育・育成>

- ①臨床研修指定病院及び新専門医養成施設、②地域枠医師養成施設、
- ③看護師養成施設

<臨床研究>

診断や治療方法の進歩・発展に貢献するため、臨床研究・治験の取り組みを強化